律令祭祀の変質と律令外祭祀

橋 正*

 \equiv

官人を対象とした神事が挙行されていたとは考え難い。また皇祖神をま める規定があり、更に六月・十二月の大祓と合わせて一年に計五回も全 祭における班幣儀礼にあるとされるが、それについて神祇官に百官を集 び上がってくる。律令祭祀の根幹は二月の祈年祭と六月・十二月の月次 律令祭祀であっても、制定当初から完全な実施が難しかった実態が浮か である。けれども詳細な検討を加えていくと、「神祇令」に規定された たり、「神祇イデオロギー」などという語を用いて国家支配における精 つる伊勢神宮についても、古代国家の対応に時代ごとの変化が見られる。(2) 「伝統」という継続性を重視する立場から制度的確立を遡らせて考え これまでの研究では、 記紀神話と律令国家の祭祀制度が神道の形成を決定づけたことは確 あるいは神祇を記紀神話との一体性でとらえ、(3)

> 代の他の国歌祭祀を「律令外祭祀」として区別し、 核心とは見なされなかった諸点を指摘し、 会に如何なる影響を及ぼしたかは、慎重に吟味し直さなければならない。 ないし、神祇にイデオロギー的な意味が託されていたとする見解も想像 時代の史料が神祇祭祀形成当初の姿をそのまま伝えているとは考えられ して論じている部分が多いのである。しかし、祭儀の詳細を伝える平安 ようとした結果、その実態が明確にならないものを後世の史料から類推 向があった。いずれの立場でも、古代の律令祭祀の歴史的意義を議論し 神的役割を強調したりするなど、研究者の思想や立場が影響を及ぼす傾 ることで問題点を鮮明にさせたいと思う。 たい。特に「神祇令」に規定された祭祀のみを「律令祭祀」とし、同時 の域を出ていないと思われる。神祇祭祀の実態が如何なるもので、 そこで本稿では、これまでの研究で認識されながらも、古代神祇史の 今後の研究の方向性を提示し 両者の関係を考察す 実社

「神祇令」と律・格・式

はじめに

律令制定時の時代状況に当てはめれば、律令の編者は、唐の「祠令」に があったことになる。 制定以前に全体として実践されたことはなく、その実効には多大な困難 われたことのある行事を中心に作られたものではあったが、『大宝令』 本独自の祭祀体系を「神祇令」で示した。それは、天武・持統朝に行な 見られるような整然とした祭の体系を参照して、それに見劣りしない日 るべき姿を提示した極めて理念的なものであったことを論じた。これを 例化した祭祀をそのまま明文化したものではなく、律令国家の神祇のあ 前稿で、律令祭祀、 特にその四時祭(年中行事)的な規定は過去に定

実践していく中で必ず修正(格)と細かな運用規定(式)が必要とされ らの施行細則である式 要であり、 明らかである。 ていくのである。 罰則規定 現在の行政法に相当する。その運用には、 は (律 また現実に対応した修正法・追加法としての格を出し、それ 「神祇令」 があってはじめて法律 令は、 を施行するために必要な律 行政機構をはじめとする国家の運用を定める基本 (例)を制定することが不可欠であった。 (令)の施行が徹底され、それを 刑法に相当する律が必 格・式を検討 つまり しても

規定をも律令祭祀制定時の実態解明に遡及させる研究も見られるが、そ(6) を統合・発展させた『延喜式』が制定された。この『延喜式』における 安時代に入って『弘仁式』(八二〇)、『貞観式』(八七一)、そして両者 祇令」では、冒頭①~⑨(事実上の第一条)で一年間に神祇官がまつる の扱いには慎重さが求められる。 しなかったことは、手本とした「祠令」にある祭の種別と潔斎期間が 部班:|幣帛1] とある。 斎日皆依₁₁別式、其祈年・月次祭者、 十九(十三種類)の祭を規定し、最後に「前件諸祭、供」神調度及礼儀′ の『大宝令』からほとんど変更がなかったと考えられている。その ○)に制定された『養老令』のものであるが、大宝元年(七○一) 神祇令」に欠落していることからも明らかであろう。式としては、 「別式によれ」としているが、この「別式」が「神祇令」制定時に存在 現存する「神祇令」(全二十条を①~⑩で表わす)は養老四年(七二 祭に必要な道具・儀式次第・潔斎日数については 百官集山神祇官 中臣宣:祝詞、 制定 神 平 忌

るが、どの祭が対応するかは示されていない。『延喜式』(巻一・四時祭とあり、大祀・中祀・小祀という祭祀の等級と潔斎日数が規定されてい「神祇令」⑫に「凡一月斎為..大祀、三日斎為..中祀、一日斎為..小祀、

上)の冒頭に、

と規定されている。 令」⑧で践祚と毎年の儀を共に「大嘗」としているのに対し、ここでは う平安時代に朝儀とされた祭をも含めた規定であることから、『弘仁式』 とあるが、賀茂祭・園韓神祭・松尾祭・平野祭・春日祭・大原野祭とい 以降に制定・改変されたと考えられる。また、後述するように「神祇 |践祚大嘗祭」と「新嘗」と使い分けている点も注目する必要がある。 散斎二日、致斎一日、散斎之日、斎官昼理ゝ事如ゝ故、夜宿ぃ於家正 諸大祀、散斎四日、 \判\\刑殺\`不\決\\罰罪人\`不\作\\音楽\`不\預\\穢悪之事\`致斎\ 斎・致斎者、惟清斎 」作」楽、不」預:1 穢悪之事、 為||祀事|得」行、自余悉断、 凡散斎之内、諸司理」事如」旧、不」得川弔」喪、 惟不、得、用、喪問、疾、不、判、署刑殺文書、不、決、罰罪人、不 祭祀の執行には潔斎が不可欠とされ、「神祇令」⑪に、 唐の「祠令」(『唐令拾遺』「祠令」三八) 致斎三日、中祀、散斎三日、致斎二日、 一宿 致斎、惟祀事得」行、 於一本司及祠所 其致斎前後、 兼為二散斎、 問」病、食^ル完、 其余悉断非」応、 小祀 亦不 唯

律令祭祀の変質と律令外祭祀

三橋 īE. い。「職制律」に、 また、「神祇令」制定当初に「斎」規定が厳格に守られてたかも疑わ

凡大祀不二預申」期、 及不、頒、告所司、者、答五十、以、故廃、事者、

奏聞者、杖七十、 致斎者、各加二二等、以"此刑殺決罰等事」致斎者、各加二二等、 笞五十、奏聞者、杖七十、刑、謂、定、罪、殺、罰杖笞、違者笞五十、若笞五十、奏聞者、杖七十、刑、謂、定、罪、殺、謂、殺、戮罪人、此等文書不 凡大祀、 在二散斎一而弔」喪問」疾、 判二署刑殺文書、及決罰、食」宍者、

た者への罰則が規定されてる。しかし、これも唐律に基づくし、実効を 証明する史料はない。「斎」規定については、『類聚三代格』(巻一・祭 とあり、祭の期日を事前に告げなかった者や、 散斎の期間に禁忌を犯し

太政官符

改:|仰斎日|事

散斎之内、不、得川弔、喪、 散斎之日頒二告諸司、諸司未」承」事之前、 右拠二令条、凡祭祀、 改;|令条||散斎之前一日頒#告諸司4||自今以後永為;|恒例| 人、不¸作;;音楽、不¸預;i穢悪之事、今被;;右大臣宣;称、散斎之内、不¸得;;弔¸喪、問¸疾、食¸宍、不¸判;;刑殺; 所司預申」官、々散斎日平旦、頒11告諸司、 或有片犯二禁忌一之徒的 不、決心罰罪 奉 宜 其

弘仁二年二月六日

諸官司 とあり、 祭があることを分け告げるのでは、 この時点ではじめて、 散斎初日の平旦 (特に小祀のような祭当日 (寅刻= 午前四時頃) K

> ている。(⑴)へと展開する中で日本独自の「穢」規定が形成されることと対応し式』へと展開する中で日本独自の「穢」規定が形成されることと対応し れている。このことは、弘仁年間(八一〇~八二四)までは(印) 格な施行が問題にならなかったことを意味すると考えられる。 の一日しか斎のない場合に)禁忌を犯してしまう可能性があると指摘さ 神祇令」 ⑪にある「穢悪之事」が『弘仁式』から具体的になり、『貞観 「斎」の厳 それ は

また、『類聚三代格』(巻一・科祓事) に

太政官符

定山准」犯科」被例

大祓料物廿八種今條;,[祓,下条亦同、 大刀二口 刀子六枚 弓二張

矢二具以"十双"為"一具" 已上

鍬六口 木綿六斤

麻六斤

庸 布六段

鹿皮六張

酒六斗 鰒六斤 米六斗

堅魚六斤

雑 腊 六クサグサノキクヒ

稲六束

猪皮六張

海藻六斤

塩六升

食薦六枚

薦六枚

坏*

滑海藻六斤

柏十五把枚料、

決罰・食ム宍・預ィ穢悪之事ィ者、 右闕二怠大嘗祭事、 搭"四枚表各一数, 整六口 及同斎月内弔」喪・問」病・ 席記 宜、科、大祓、 所、輸雜物具如、前 判川署刑殺文書・

官人有」犯、

兼解二見任、

(中略)

87

弔」喪・問」疾等六色禁忌「者、宜」科「上祓′輪物如」右、殴「伊勢大神宮禰宜・内人′及穢「御膳物「并新嘗等諸祭斎日、犯「右闕」怠新嘗祭・鎮魂祭・神嘗祭・祈年祭・月次祭・神衣祭等事「

一、中祓料物廿二種

中格

祓、輸物如」右、犯川弔」喪・問」疾等六色禁忌」者、宜」科ニ中を預川祭事「神戸人」、犯川弔」喪・問」疾等六色禁忌」者、宜」科川中新がある」及触川穢悪事「預」御膳所、并忌火等祭斎日殴に祝・禰宜祭・平野祭・園韓神・春日等祭事、殴」物忌・戸座・御火炬、着場」だった。

、下祓料物廿二種

(中略)

延曆廿年五月十四日

に改変されたことがわかる。つまり、「神祇令」について本格的な施行「六色禁忌」という語を用いるなど、後の式と一致しない点が多く、更しがあった。しかも、この格では神衣祭を新嘗祭などと同等に位置付け、とあり、弘仁以前では、延暦年間(七八二~八〇六)に大きな法的見直

のである。てからであり、『大宝令』制定当初からの一貫性があったとは考え難いてからであり、『大宝令』制定当初からの一貫性があったとは考え難いに裏付けされた式(施行細則)が整備されていったのは平安時代に入っ

十日、己亥、《天皇御言紫宸殿》、神祇官大副従五位下大中臣朝臣有る。それは、『日本三代実録』元慶八年(八八四)六月の条に、祀も同様に時代ごとの改変がなされたであろうことは、容易に想像されを導入したもので、当初は実効性を伴わなかったと考えられる。律令祭「斎」に関する規定は、日本的に改編されているとはいえ中国の制度

『川京子子』『『子子子』『『古子子』『『古子子』『記』。 (八三四~八四八) 以降に中断していたように、平安時代に入ってもとあり、月次祭に先立って行われる御体御卜という亀卜神事が承和年間一別式、承和以後、此儀停絶、是日、尋言旧式「行」之、本昇殿、読言奏御体御卜、左大臣正二位源朝臣融行」事、其事具注:十日、己亥、 天皇御言紫宸殿、神祇官大副従五位下大中臣朝臣有

れるものの、『続日本紀』和銅四年(七一一)七月甲戌朔条に、(3) 古代国家は大宝元年に律令が編纂され、国家儀礼も完整したと認識さ『延喜式』編纂までに祭儀の断絶と復活が認められるからである。(2)

相;隠考第;者、以ゝ重罪之、無ゝ有ゝ所ゝ原、諸司怠慢不₄存;恪勤、遂使দ名宛;員数;空廃ф政事;若有;違犯;而詔曰、張;設律令、年月已久矣、然纔行;一二、不ゝ能;悉行、良由斥

るべきであろう。

さべきであろう。

さべきであろう。

さべきであろう。

なべきであろう。

は「神祇令」の諸規定も例外ではなかったはずで、律令祭祀についてもは「神祇令」の諸規定も例外ではなかったはずで、律令祭祀についても底できなかったように、律令制の実現化は難航していたのである。それ底できなかったように、律令制の実現化は難航していたのである。それられている。事実、旧来からの「跪伏の礼」を廃止する制がなかなか徹がに一二しか行なわれていない」との嘆息が示され、施行の徹底が命じかに一二しか行なわれていない」との嘆息が示され、施行の徹底が命じかに一二しか行なわれていない」との嘆息が示され、施行の徹底が命じかに、元明天皇の詔に「律令が施行されて年月が経っても実際には僅とあり、元明天皇の詔に「律令が施行されて年月が経っても実際には僅とあり、元明天皇の詔に「神祇」

更されていた諸点が、「神祇令」にふさわしく改変されたことも想像さ 良時代における変遷を見出そうと思う。 れる。ここでは、「神祇令」の規定と実態の隔離を指摘することで、奈 は考えられない。平安時代に格式の編纂がなされる中で、それまでに変 どの国家仏教事業が推進される中で、律令祭祀が影響を受けなかったと 限られている。 律令制定当初、 しかし、聖武天皇による国分寺建立や盧舎那大仏建立な 奈良時代における律令祭祀の実態を示す史料は非常に

点も多いが、このような天皇の践祚・即位に関わる儀礼について変更が それとが大きく異なることも明らかにされている。未だに解決を見ない(5) 安時代に編纂された『儀式』に記された即位儀礼と、律令国家草創期の 辰日に移され、仁明天皇の大嘗祭を最後に消失するとされる。また、平 者については大嘗祭前の奉幣とも一代一度大奉幣とも解釈され、後者に 惣祭,,天神地祇、散斎一月、致斎三日、 たことを意味している。 なされること自体に、 ついては践祚儀の成立によって中臣氏の寿詞奏上と共に即位から大嘗祭 璽之鏡剣1」とある。この両条をめぐって様々な研究成果が出され、前 訖「」 とあり、また⑫に「凡践祚之日、中臣奏」|天神之寿詞「 忌部上」|神 天皇の践祚・即位に関わる条文として、「神祇令」⑩に「凡天皇即位、 神祇儀礼を施行するにあたって試行錯誤がなされ 其大幣者、三月之内、 令」修理

の名称変化も見逃せない。 これと対応して「神祇令」⑧に規定された十一月下卯日の「大嘗祭 毎、年所司行、事、」とあるように、「神祇令」では一代一度の儀 似にも「凡大嘗者、 每」世一年、 国司行」事

> されるようになる。 毎年の儀も共に「大嘗」とされた。ところがこの名称規定は守られず、 代一度の「大嘗祭(大嘗会)」と毎年の「新嘗祭 (新嘗会)」とが区別

奈良時代における律令祭祀の変質

と規定する「大祀」であったのか、「大祀」以上のものであったのか とあるように、大嘗祭の散斎は三ケ月に拡大されていたのを「大祀」 ことがある。『日本後紀』大同三年(八〇八)十月丁丑(廿九日)条に、(38) ついては説の分かれるところであるが、いずれにしても律令とは別の慣 一ケ月に訂正されたのである。大嘗祭が「神祇令」で散斎期間を一ケ月 制 代一度大嘗祭は『延喜式』(史料前掲)で唯一「大祀」とされて 稽心於前例、大嘗散斎三月也、自今以後以一月,為」限 の に

例によって律令祭祀が運営されていたことは否定できない。 さらに、律令祭祀の根幹とされる班幣についても、『類聚三代格』(巻 科祓事)に、

太政官符

六年六月十三日符,称、右大臣宣、頒、幣之日祝部不、参、自今以後遂使,,幣帛一百卅二褁収在,,官庫、無、人,,預付、謹案,,太政官去宝亀 幣帛,依、例供祭、,而比年祝部等怠慢不,,会集、,再三教導習、常不、慎、 官解一称、件等祭日諸社祝部等、理須レ未」祭之前会「集官底「各請 右撰格所起請称、太政官弘仁八年二月六日下,諸国,符称、得,神祇 須||科処、宜μ委||曲所由| 牒||示要路、覚||悟愚輩| 勿如令||違失、 永懲,,将来,者、右大臣宣、奉、勅、奉詢之礼務在,,潔誠、闕怠之徒実 不_得;|更然、若不_悛者宜;|早解替|者、望請不_論;|有位無位|還」本 応、科、上;;被祈年・月次・新嘗祭不、参五畿内近江等国諸社祝、事 解却還」本者、今案,,格旨,依,,一度怠,永停,,其任、

貞観十年六月廿八日者、中納言兼左近衛大将従三位藤原朝臣基経宣、奉善ゝ勅、依」請、神「理乖」適中Ҁ伏望先科「件祓」令」慎「将来Ҁ若不」悛革「即従「解却

太政官符神祇官 太政官符神祇官 太政官符神祇官 大政官符神祇官 大政官符神祇官

応」奉,,幣帛神社,事

祟云**、** 奉行 有 右大臣宣、奉、 勅、依、例施行者、官宜、 (大中亞清麻呂) 乃社・入間郡出雲伊波比社者、官符灼然、 社四処、 検:|案内、太政官去天平勝宝七年十一月二日符称、武蔵国預;|幣帛 申云、実常班;」奉 外所」有雷神,発,此火災,者、仍勘,□□外大初位下小長谷部広麻呂 臥,重病、頓死二人、仍卜占、 四宇着火、所」焼糒・穀惣壹萬伍伯壹拾参斛、亦滅」之百姓十人忽 得,武蔵国司去年九月廿五日解,称、 我常受山給 多摩郡小野社・加美郡今城青八尺稲実社・横見郡高負比古 朝庭幣帛,神也、而頃年之間不,為,給下,者、仍 朝庭幣帛、 而頃年之間不ゝ給、 在:郡家西北角:神□□出雲伊波比神 官宜、承知、准 以1今月十七日1入間郡正倉 而時々班,奉幣,漏落者、 因」茲引:率郡家内 勅施行、 符到

参議正四位下行右大弁兼右兵衛督越前守藤原朝臣「百川」 左大史正六位上会賀朝臣「真綱」

宝亀三年十二月十九日

による神祇祭祀の立て直しがなされたことを意味している。とあり、正倉四宇が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人とあり、正倉四宇が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人とあり、正倉四宇が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人とあり、正倉四宇が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人とあり、正倉四字が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人

界があった。 よる班幣儀礼の見直しは明らかに神社を対象としているが、これにも限 そして、時代と共に官人の実態と班幣対象氏族が隔離し、 対象とし、「神主」を兼ねる氏長者へなされていた可能性が指摘できる。 う氏族単位の祭祀が中核を占めていたとするならば、班幣も「百官」を ないかと考えられる。そして、 定時に有していた地位を失ったことで、(ミロ) ば、 する形態へと変化したことも十分想像される。 とされる大神神社・三枝神社の奉斎氏族である狹井氏・大神氏が律令制 令祭祀は多いが、③季春の鎮花祭や④孟夏の三枝祭は、それぞれの祭場 に国司の祭と認識されるのは、 重視されていた風神祭・大忌祭が、『延喜式』で小祀とされ、平安時代 奈良時代に必ずしも律令祭祀の施行が徹底していなかったとするなら 祭そのものの意義の変更・喪失も当然予想される。天武・持統朝 律令が制定された当時、 その一例であろう。他にも実体不明の律 祭儀の必要性も低下したのでは 宝亀年間の太政官主導に 国家の重職を担 神社を対象に

神社の祭神に対しては「神階」を授けることも行なわれる。神階奉授

霊験を祈請するために捧物に近い感覚で奉られるものであった。神階制見なす見解もある。しかし、奈良時代に神階は一般化しておらず、神のについては、班幣対象となる官社の序列化、ないしはその副次的産物と 度の本格的な展開は延暦年間(七八二~八○六)以降であるが、同時代 には名神奉幣も盛んになる。このような異なる神社制度が混在すること 班幣制の限界と、それまでの神祇行政の苦難が察せられるのである。

律令外祭祀 — 伊勢斎王と出雲国造神賀詞奏上 —

の方策は採られなかったのであろうか。 律令祭祀の執行ができなかった奈良時代に、その精神的欠如を補うため に実施されずに変質し、光仁・桓武朝(宝亀・延暦年間)の見直しを経 た、という歴史的変遷が見えてきたと思われる。それでは、理念通りの て、嵯峨朝(弘仁年間)以降の格式編纂によってあるべき姿に整えられ これまでの考察により、「神祇令」の祭祀や規定は、奈良時代に厳格

を奈良時代における律令外祭祀として位置付けることができよう。 定されていない儀礼の成立・展開となって表われたと考えられる。これ 古代国家による努力が続けられたと見るべきで、それが「神祇令」に規 大宝律令制定後、神祇行政についても理念と現実の乖離を埋めるべく

げることができる。 律令外祭祀の第一として、伊勢神宮への斎王発遣と斎宮寮の整備を挙 伊勢斎王は大化以前からあり、特に天武朝の大来皇女に重要な意義が

あるものの、持統朝に発遣されることはなく、「神祇令」にも斎王につ……(4)

いての規定はなされなかった。そして『続日本紀』に、 文武二年 (六九八) 九月

遣,,当耆皇女,侍,,于伊勢斎宮,

大宝元年(七〇一)二月

遣..泉内親王.诗..於伊勢斎宮、

慶雲三年(七〇六)閏正月

泉内親王参二于伊勢大神宮、

遣,;三品田形内親王、侍,;于伊勢大神宮

庚(廿月 子、刊

養老元年(七一七)四月

丙子、遺;四品多紀内親王、参;于伊勢大神宮(六里)

同五年(七二一)九月 乙卯、天皇御:内安殿、(+1甲) 頭、 入、百官送至,;京城外,而還、以,;従五位下猪名真人法麻呂, 為,;斎宮 乙亥、遣;,久勢女王,侍;,于伊勢太神宮、従官賜、禄各有、差、(メーロ) 遣」使供、幣帛於伊勢太神宮、以、皇太子女井 是日発

上女王,為;斎内親王

神亀四年(七二七)九月

壬申、遣;;井上内親王、侍;|於伊勢大神宮;焉、(三三)

律令編纂期に斎王発遣が再興され、律令制施行と期を同じくして天皇 斎宮頭を任じているように、大宝以降、 ていたといえる。それは、斎宮司を寮に格上げする太政官処分が大宝元 の律令祭祀と現実としての律令外祭祀が「神祇令」制定当初から並立 代ごとに遣わされるものとの意識が形成されたのであれば、理念として と見られるように、文武朝以降に整備されていったのである。文武朝 (七〇一)八月甲辰(四日)に出され、翌二年正月乙酉(十七日)に 斎宮寮が整備されることとも対

うするための斎宮寮が整備されたと考えられる。ところが、「神祗令」には斎王・斎宮寮の規定はなく、斎王が伊勢神ところが、「神祗令」には斎王・斎宮寮の規定はなく、斎王が伊勢神ところが、「神祗令」には斎王・斎宮寮の規定はなく、斎王が伊勢神ところが、「神祗令」には斎王・斎宮寮の規定はなく、斎王が伊勢神ところが、「神祗令」には斎王・斎宮寮の規定はなく、斎王が伊勢神と

規定からも取り除かれてしまう。たことになり、平安時代(弘仁以降)の式編纂の過程では、その「斎」ち、神衣祭は神祇官からも斎王からも遠く離れたところで行なわれていするのであり、律令祭祀に含まれる神宮の祭すべてにではない。すなわ「三節祭」と呼ばれる六月・十二月の月次祭と九月の神嘗祭にだけ参加ところが、『延暦儀式帳』や『延喜式』の記載を見る限り、斎王は

が多重的に混在することからも、いかに朝廷による律令祭祀の把握が困時代に入ってからである。斎宮・祭使・神宮司・祭主という異なる制度期については検討が必要だが、伊勢神宮と朝廷を結ぶ祭主の設置は平安祭には祭主が奉幣使として発遣されることになる。これらの儀の成立時また、神嘗祭に対しては五位以上の王と中臣・忌部が、祈年祭と月次

であったかが窺える。

難

祓」が行なえなくなったと考えられる。 際に全国から祓物を集めることが不可能になり、規定通りの「諸国大失と共に臨時大祓での祓物提出もなくなった、というより律令国家が実を班つ」前に行なわれた大祓である。その後、国造の政治的重要性の喪れる。それは、前稿でも指摘した大宝二年三月已卯(十二日)の「大幣れる時代制下において、諸国の国造をも対象とした大祓が一度だけ認めら

百一十余人、進」位賜」禄各有」差、百官斎焉、自二果安二至二祝部一、一、出雲国造神賀詞奏上についてはより古くから行なわれていたとする見解出雲国造神賀詞奏上についてはより古くから行なわれていたとする見解出雲国造神賀詞奏上についてはより古くから行なわれていたとする見解出雲国造神賀詞奏上ではないだろうか。

戊子、出雲国造外従七位下出雲臣広嶋奏..神賀辞、

とあるのが初見記事で、この元正朝の儀を以て嚆矢とし、『同』神亀元

年

(七二四)

正月の条に、

]丑、広嶋及祝・神部等、授」位賜」禄各有」差′ヱア゚

雲国造一身に荷わせた儀であったことは認められるであろう。 で通説とされてきた国造職継承に伴う新任の儀礼ではない。また、そのの際、律令国家によって強制的に断行されており、神賀詞奏上もこれまの出雲守就任によってである。それが、新たに即位した天皇の統治の安の際、律令国家によって強制的に断行されており、神賀詞奏上もこれまう見解がほぼ定説となっている。しかも、出雲国造職の交替は天皇即位ら見解がほぼ定説となっている。しかも、出雲国造職の交替は天皇即位とある聖武天皇への譲位(二月甲午〈四日〉)直前の儀で定着したといとある聖武天皇への譲位(二月甲午〈四日〉)直前の儀で定着したとい

な律令国家の姿が浮かび上がってくる。の天皇に関わる象徴的な儀礼に妥協しなければならなかった、そのよう通りに運営できず、実際には出雲国一国に請け負わせ、しかも一代ごとそうすると、国造に対する神祇的服属儀礼の点でも「神祇令」の規定

神賀詞奏上とが、 があったものと思われる。その過程で神宮祭祀の請け負いとしての伊勢 祀体系であったとすると、 令」に倣って年中恒例の祭を並べる形で示されたものが「神祇令」の祭 似点がある。また、 斎王と、全国の国造の服属儀礼である大祓の請け負いとしての出雲国造 の即位に伴う儀礼の意味が極度に重視されていたと言える。唐の「祠 た践祚大嘗祭と毎年の新嘗祭との相違もはっきりしてくるように、天皇 伊勢斎王発遣と出雲国造神賀詞奏上の間には、天皇ごとに交替させら 長期間に渡る事前の「斎(潔斎)」が必要とされるなど、多くの類 律令国家の真の姿を見ることができる。 両者共に天皇と深く関わる儀礼として編成されたこと これらが定着する時期には、 それが現実化されるには、 律令では不明確であっ かなりの紆余曲折

おわりに

本稿では、『大宝令』で規定されたと考えられる「神祇令」の規定に本稿では、『大宝令』で規定されたと考えられる「神祇令」の規定と明らかにし、そこで再整備された規定を制定当初に遡たの大嘗祭や「神祇イデオロギー」の象徴とされる班幣儀礼についても、ての大嘗祭や「神祇イデオロギー」の象徴とされる班幣儀礼についても、での大嘗祭や「神祇イデオロギー」の象徴とされる班幣儀礼についても、での大嘗祭や「神祇イデオロギー」の象徴とされる班幣儀礼についても、一神祇令」的な理念と現実にはかなりの差異があったことを論じ、その本格的な実施と法整備が平安時令外祭祀が行なわれるようになったことを論じた。断片的な史料しかな中分祭祀が行なわれるようになったことを論じた。断片的な史料しかなや外祭祀が行なわれるようになったことを論じた。断片的な史料しかな中の実態について解明する糸口を提示できたのではないだろうか。

とにしたい。

1

- は「前稿」とする。 実』〈明星大学日本文化学部共同研究論集第九輯、二〇〇六年〉所収)。以下、本稿で(1) 拙稿「律令国家の祭祀―その理想と現実―」(明星大学日本文化学部編『理想と現
- 化学科』一四、二〇〇六年)。 2) 拙稿「古代における伊勢神宮と天皇」(『明星大学研究紀要―日本文化学部―言語文
- がある。
- 究史の整理は別考を俟つ。(4) 近世の国学者以来の神道研究の立場といえる。律令祭祀に関する論考は多いが、研(4)
- (5) 主に戦後の歴史学会が神祇を論ずる際の基本的な立場といえる。また、律令祭祀以(5) 主に戦後の歴史学会が神祇を論ずる際の基本的な立場といえる。また、律令祭祀の宗教の歴史学会が神祇を論ずる際の基本的な立場といえる。また、律令祭祀以(5) 主に戦後の歴史学会が神祇を論ずる際の基本的な立場といえる。また、律令祭祀以
- 「信仰と世界観」〈岩波書店、二〇〇六年〉所収)など。6) 近年の研究では、西宮秀紀「神祇祭祀」(『列島の古代史 ひと・もの・こと』7
- 道宗教』一三二、一九八八年)など。______《国書刊行会、一九八六年》所収)、高森明勅「延喜四時祭式大中小祀条の成立」(『神--) 佐藤眞人「平安時代宮廷の神仏隔離」(二十二社研究会偏『平安時代の神社と祭祀』
- 四〇・四一)として、(8) 仁井田陞『唐令拾遺』「祠令第八十六条 」には、この前後の条文(三七・三九・(8) 仁井田陞『唐令拾遺』「祠令第八復旧凡四」には、この前後の条文(三七・三九・

聞,於祭所,者、権断訖事、問,於祭所,者、権断訖事、道次不,得,見,諸凶穢衰、過訖任行、其哭淚之声、願斎坊,安置、皆日出前到,斎所、至,祀前一日、各従,斎所、昼漏上水三刻、向,願斎坊,安置、皆出前到,斎所、至,祀前一日、各従,斎所、昼漏上水三刻、向,原司鋪設、其余官、皇城内有,本司,者、致斎於,本司、無,本司,者於,太常郊社太大祀、斎官皆散斎之日、平明集,尚書省,受,誓誠、其致斎日、三公於,都省,安置、

諸祭祀、二十日以前、所司預申"祠部、祠部頒"告諸司、」預"宗廟之祭、其在"斎坊"病者聴"還、若死"於斎所、同房不"得"行事、諸散斎有"大功以上喪、致斎有"周以上喪、並聴"赴、即居緦麻以上喪者、不"得諸散斎有"大功以上喪、致斎有"周以上喪、並聴"赴、即居緦麻以上喪者、不"得

義!、諸饌供!.備祭、 祀前一日、諸司官典送!.斎所、 行事之官並監検対受、省!.其美悪之

などが復元されている。

申氏言 中氏言

少史一人、掌同:,大史、神部卅人、卜部廿人、使部卅人、直丁二人、掌同:,大祐、大史一人、掌、受、事上抄、勘;署文案、検;出稽失、読;,申公文、余主典准、此、少中一人、掌、昶,判官内、審;署文案、勾;稽失、知;宿直、余判官准、此、少祐一人、掌同,大祐一人、掌、神祇祭祀、祝部・神戸名簿、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆、惣;判官事、余長官判入る。

『日本後紀』弘仁二年(八一一)二月辛未(六日)条も同じ。

11 10

- 年〉所収)など参照。年〉所収)など参照。は高『神葬祭総合大事典』〈雄山閣出版、二〇〇〇年)、拙稿「神道と穢」(礼典研究会編『神葬祭総合大事典』〈雄山閣出版、二〇〇〇年)、拙稿「『延喜式』穢規定と穢意識」(『延喜式研究』二、一九八九年)、拙稿「弘仁・拙稿「『延喜式』、
- 『古代日本の政治と宗教』〈同成社、二〇〇五年〉所収)など参照。(2) 御体御トの儀については、井上亘「御体御ト考―古代日本の亀ト―」(武光誠編
- 乙亥朔、天皇鉀,大墜酘,受、朝、其義於,,正門,,粛,鳥形童、(3)『続日本紀』大宝元年(七〇一)正月の条に、

改,|制官名位号、」とある。とあり、三月甲午(廿一日)条に「対馬嶋貢」金、建」元為,|大宝元年、始依,|新令、とあり、三月甲午(廿一日)条に「対馬嶋貢」金、建」元為,|大宝元年、始依,|新令、右月像・玄武・白虎幡、蕃夷使者陳,|列左右、文物之儀、於」是備矣、右の後,|新徳、天皇御,|大極殿,|受」朝、其儀於,|正門,|樹,|烏形幢、左日像・青龍・朱雀幡

- 召Ⅰ、3)ない亡、し、193、乗って、たって、三、三、「これ」では、ないのでは、「同』同四年十二月辛卯(廿七日)条に、(4)『続日本紀』慶雲元年(七〇四)二月辛亥(廿五日)条に「始停□百官跪伏之礼1」

- 「即位儀とその成立」、榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』(塙書房、一九九六年)第一井上光貞『日本古代の王権と祭祀』(東京大学出版、一九八四年)第一編第二章

16

とするかについても、史料によって異なる見解が示されている。 道学』一四二、一九八九年)など。「神璽之鏡剣」を二種の神器とするか三種の神器 の天神之寿詞奏上と忌部氏の神璽之鏡剣奉上について―その変遷をめぐって―」(『神 (黛弘道編『古代王権と祭儀』〈吉川弘文館、一九九〇年〉所収)、高森明勅「中臣氏 本古代即位儀礼史の研究』(思文閣、一九九九年)、溝口睦子「神祇令と即位儀礼」 一章第一節「律令国家の王位継承儀礼について」(初出は一九九〇年)、加茂正典『日

23

- (17) 田中卓『律令制の諸問題』(『田中卓著作集』6、国書刊行会、一九八六年)九「奈 録」などに整理されている。 良時代以前における〝新嘗〟と〝大嘗〟について」(初出は一九七七年)、黒崎輝人 の日本古代即位儀例研究の動向と課題」第五篇第二章「大嘗祭・新嘗祭関係文献目 はじめ、大嘗祭・新嘗祭に関する研究は多いが、加茂正典前掲書第一篇第一章「近年 「大嘗祭」(岩波講座『東洋思想』15「日本思想」〈岩波書店、一九八九年〉所収)を
- 〔18〕 大宝元年三月己卯(十二日)に行なわれた「惣頒幣」についても、天皇の斎戒(も 森明勅「再び大祀と大嘗祭について―田中卓博士・川北靖之氏の御批判を拝して―」 のいみ)は一日であったとも解釈できる。なお、大嘗祭と大祀の関連については、高 (『國學院雑誌』九一―七、一九九〇年)などがある。
- 民編『日本古代の国家と祭儀』〈雄山閣出版、一九九六年〉所収)で指摘されている する見解(小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三 ように、祈年祭・月次祭などの班幣と見なすべきである。 参照。なお、この官符に「常班二奉朝廷幣帛一神」とあることについて、臨時奉幣と - 新史料『延暦八年、勅旨所牒』と『宝亀三年太政官符』(初出は一九五七年)など ―三、一九九四年)など)もあるが、川原秀夫「国史と神社行政」(林陸朗・鈴木靖 田中卓『古典籍と史料』(『田中卓著作集』10、国書刊行会、一九九三年)二十五
- (20) 『続日本紀』宝亀元年二月丙辰(廿三日)・同三年四月己卯(廿九日)・八月甲寅 (六日)・同十一年二月丙申朔条など宝亀年間に祟の記事が増えていることは、同時代 会編『続日本紀の時代』〈塙書房、一九九四年〉所収)参照。 の神祇行政と相関するであろう。大江篤「『崇』現象と神祇官の亀卜」(続日本紀研究
- (21)『続日本紀』文武四年(七○○)六月甲午(十七日)条に、「勅(中略)狹井宿禰尺 三位、大花上利金之子也、」とある。熊谷保孝『律令国家と神祇』(第一書房、一九八 月庚辰(六日)条に「左京大夫従四位上大神朝臣高市麻呂卒、以||壬申年功、詔贈||従 麻呂、(中略)等、撰,定律令、賜」禄各有」差、」とあり、『同』慶雲三年(七〇六)二 二年)総論編第三章「奈良時代前期の神祇」など参照。
- 三宅和朗『古代国家の神祇と祭祀』(吉川弘文館、一九九五年)Ⅱ二「古代祝詞の

- 変質とその史的背景」(初出は一九八六年)、巳波利江子「八・九世紀の神社行政」 (『寧楽史苑』三〇、一九八一年)など。
- 制の研究』〈岩田書院、二〇〇二年〉所収)など。 階奉授に関する一考祭―奈良時代を中心にして―」(岡田荘司編『古代諸国神社神階 林陸朗「官社制度と神階」(『國學院雑誌』五四―二、一九五三年)、小林宣彦「神
- 24 『日本書紀』に、

己巳、欲¸遣"侍大来皇女于天照太神宮; 而令¸居"泊瀬斎宮; 是先潔¸身、稍近」神(十四月) 四月 之所也、

乙酉、大来皇女自,泊瀬斎宮,向,伊勢神宮、

る。斎王についての研究は多いが、榎村寛之前掲註(16)書第二章「斎王制度の研 とある。朱鳥元年の発遣は天武天皇の病気平癒を願う臨時のものであったと考えられ 丙申、遣二多紀皇女 (世七日) 朱鳥元年(六八六)四月 | 遣||多紀皇女・山背姫王・石川夫人於伊勢神宮|

(25)『令集解』『類聚三代格』も参照。また『扶桑略記』神亀四年七月廿一日条に「置! 斎宮寮、」とある。

究」など参照。

- 26 年〉所収)など参照。 藤森馨「神宮祭主成立再考」(武光誠『古代日本の政治と宗教』〈同成社、二〇〇五
- 27 儀礼―大祓と王権―」(岩波講座『天皇と王権を考える』5「王権と儀礼」〈岩波書店′ 二〇〇二年〉所収)など参照。 拙稿「大祓の成立と展開」(『神道古典研究』一二、一九九〇年)、拙稿「ハラエの
- 28 武光誠『律令太政官政の研究』(吉川弘文館、一九九九年)第一章「神祇官と太政官 流』(おうふう、二〇〇六年)Ⅱ第四章「出雲国造神賀詞奏上の起源とその背景」な との関係」一「「出雲国造神賀詞」奏上儀礼の発展」、瀧音能之『古代出雲の社会と交 大浦元彦「「出雲国造神賀詞」奏上儀礼の成立」『史苑』四九―二、一九八六年)、
- 29 究』二七一号、一九八七年)において、八世紀に成立した神祇令に規定された祭の形 態が班幣(諸社に幣帛を神祇官から班つ)中心であるのに対し、九世紀の「走幣」と とるようになり、この間に天皇観の変化があったことを指摘した。 いう形態を経て、十世紀以降成立する祭の中心は奉幣(幣帛を天皇から奉る)形態を 拙稿「班幣から奉幣へ―祭祀形態の変化にみる天皇観の変化について―」(『宗教研